

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク コンプライアンス規程

（目的）

第1条 本規程は、当財団におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの遵守をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、当財団の役員・全ての職員（正規職員・臨時職員・再雇用職員・嘱託職員等をいう。）に適用する。

（推進体制）

- 第4条 理事長は、本規程の実施・運営のため「コンプライアンス委員会」を設置し、人権、労働関係の有識者及び理事の中から委員を選任する。
- 2 本規程の運営事務局は、総務部とする。
 - 3 「コンプライアンス委員会」の運営のためのルールは、別途コンプライアンス委員会規程に定める。

（内部通報制度）

- 第5条 内部通報制度の運営のため、「コンプライアンス相談窓口」を総務部に設置する。
- 2 法令、条例、規則や本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、「リスク・コンプライアンス情報」という。）に接した役員・職員が、その情報を「コンプライアンス相談窓口」に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
 - 3 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取った「コンプライアンス相談窓口」は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する。
 - 4 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
 - 5 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・職員に対し情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

（行動規範）

第6条 会員・利用者への対応は、次のとおりとする。

- (1) 法令および契約を遵守するとともに、会員・利用者のニーズを尊重し、会員・利用者に満足いただける各サービス及びシステム等を提供するよう努めること。
- (2) サービスの提供、アフターサービスにおいては、会員・利用者に対し、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、会員・利用者のご要望、ご相談に誠実、迅速、かつ的確にお応えすること。

2 業務の遂行は、次のとおりとする。

- (1) 個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。
- (2) 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努めること。
- (3) 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努めること。
- (4) 安全で快適な職場環境を実現し、労働災害の防止に努めること。
- (5) 各地方公共団体の定める暴力団排除条例や公然となった取引企業の犯罪（外国人の不法就労助長等を含む。）等を役職員で情報共有し、暴力団関連企業、法令遵守に問題のある企業に適切に対応すること。

3 営業活動及び情報の管理は、次のとおりとする。

- (1) 誠意をもって全ての会員・利用者に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行うこと。
- (2) 法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行うこと。
- (3) 個人情報に関する取扱いは、別に定める「個人情報管理規程」によること。

4 財団内情報・財団財産の尊重は、次のとおりとする。

- (1) 在職中または退職後を問わず、財団の情報を所定の財団内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
- (2) 在職中または退職後を問わず、財団の情報を不適正に利用することにより、財団に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
- (3) 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を財団に開示しないこと。
- (4) 個人情報を保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- (5) 未公表の財団の情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。
- (6) 財団の財産を私的に流用しないこと。

5 広報・広告活動は、次のとおりとする。

- (1) 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- (2) 財団外広報活動においては、県民、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- (3) 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者等と接触し情報を開示する場合は、事前に所定

の財団内手続き（「決裁伺書の作成」、をいう。）を得ること。

- (4) 会員・利用者に対し、財団の知名度向上を図り、また、財団に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境づくりを行うこと。
- (5) 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- (6) 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

（懲戒処分）

第7条 法令または財団規程の違反行為を行った職員に対しては、就業規則に従い、懲戒処分に課する。

（教育研修）

第8条 当財団は、役員・職員に対して、法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施する。

（改廃）

第9条 本規程の改廃は、理事会で決定する。また、本規程の運用に際しては、理事長を責任者とする。

附 則

本規程は、2023年10月1日から施行する。